

平成19年1月4日から

10万円を超える

現金のお振込み、小切手のお支払いには  
本人確認書類の提示が必要です。

法令改定に伴い

国際的な要請に基づくマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止のための本人確認手続に関する法令の改正に伴うものです。

<振込をされるお客さまへ>

これに伴い、ATMでは10万円を超える現金のお振込みができません。預金口座を通じた10万円を超えるお振込みは、ATM、窓口のいずれでもこれまでと同様の方法でお振込みできます。口座開設の際にご本人確認の手続がお済みでない場合は、お振込みができない場合があります。

お振込みの方法		お振込み金額	
		10万円超	10万円以下
当行ATM	現金でのお振込み	お取り扱いできません キャッシュカードでのお振込み、または、ご本人が確認できる書類をご持参のうえ、窓口においでください。	従来と同様の方法でお振込みできます
	当行または他行( ) キャッシュカードでのお振込み	従来と同様の方法でお振込みできます ただし、口座開設の際にご本人確認の手続がお済みでない場合は、お振込みできない場合があります。他行キャッシュカードでのお振込みにつきましては、お取引金融機関にお問い合わせください。	
当行以外のATM	当行キャッシュカードでのお振込み	従来と同様の方法でお振込みできます ただし、口座開設の際にご本人確認の手続がお済みでない場合は、お振込みできません。	
窓口	現金でのお振込み	ご本人が確認できる書類の提示が必要です。	
	当行の預金口座からの お振込み	従来と同様の方法でお振込みできます ただし、口座開設の際にご本人確認の手続がお済みでない場合は、ご本人が確認できる書類をご提示ください。	

他行...都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合

<小切手をご利用のお客さまへ>

窓口で10万円を超える金額の小切手を現金でお支払する場合小切手をお持ちになった方の本人確認書類のご提示が必要です。法令により、お受取人の本人確認書類が確認できない場合小切手をお持ちになっても、現金のお支払はできません。

ご本人確認が必要なお取引、ご本人確認の内容およびご提示していただく書類につきましては、以下をご覧ください。

## ご本人確認が必要なお取引引き

### ○口座の開設等

各種預金口座の開設

貸金庫のご契約

国債のご購入

投資信託のご購入

ご融資のお申し込み

など

### ○200万円を超える現金の受入れまたは払出しにかかるお取引引き（次項に掲げるものを除きます）

### ○現金で10万円を超える、以下のお取引引き（平成19年1月4日から）

振込み

各種料金の支払い（公共料金など）

当座小切手の現金支払い（ご本人のご預金の払出しは除きます）

銀行振出しの小切手の発行、支払い

など

お振込みや各種料金のお支払いについては、国、地方公共団体に対するものは除きます。

## ご本人確認の内容

### ○個人のお客さま

氏名・住所・生年月日

来店されたお客さまがご本人でない場合は、来店された方のご本人確認も必要となります。

### ○法人のお客さま

当該法人の名称 および本店または主たる事務所の所在地

代表者や経理担当者の方など、ご来店された方のご本人確認（氏名・住所・生年月日）も必要となります。

## ご本人確認のためにご提示していただく書類

### ○個人のお客さま（氏名・住所・生年月日が記載されている書類が必要です）

原本を提示していただくことでご本人を確認させていただく書類

運転免許証	各種健康保険証	各種年金手帳	各種福祉手帳	旅券（パスポート）
お取引に使用する実印の印鑑証明書	写真付き住民基本台帳カード	外国人登録証明書		
官公庁が発行または発給した書類で写真つきのもの				

現金で10万円を超えるお振込みなどを行う際には、運転免許証などの「提示していただくことでご本人を確認させていただく書類」をご提示ください。

原本を提示していただくとともに、取引にかかる書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することで、ご本人確認を完了とさせていただく書類

住民票の写し	戸籍謄本・抄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）	住民票の記載事項証明書	印鑑登録証明書（実印が銀行取引印ではない場合）	外国人登録原票の写し
外国人登録原票の記載事項証明書	官公庁が発行または発給した書類で氏名・住所・生年月日の記載があるもの			

## ○法人のお客さま

原本を提示していただくことでご本人を確認させていただく書類

登記簿謄本・登記簿抄本 印鑑登録証明書 法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可もしくは承認にかかる書類 官公庁が発行または発給した書類で法人の名称・本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの
---

代表者や経理担当者の方など、ご来店された方のご本人確認（氏名・住所・生年月日）も必要となります。

代表者や経理担当者の方などのご本人を確認させていただく書類は、【個人のお客さま】の欄をご参照ください。

ご本人確認のためにご提示していただく書類の有効期限は、以下のとおりとなります。

有効期限があるものは有効期限内のもの	運転免許証	保険証（国民健康保険）等
有効期限の定めがなく、確認日現在、有効なもの	各種年金手帳	保険証（健康保険）等
有効期限の定めがなく、作成・発行6ヶ月以内に限るもの	住民票の写し	印鑑登録証明書 登記簿謄本 等

詳しくは、当行本支店の窓口までお問い合わせください。